

市街化調整区域の下水道整備に伴う 負担のあり方について（答申）

平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日

岐阜市公営企業経営審議会

ま え が き

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁防止などの従来担ってきた役割のほか、健全な水循環及び資源循環の創出といった新たな役割も合わせ持つ、地域の持続的な発展のため、なくてはならない社会基盤施設である。

本市の下水道は、昭和１２年に中部プラントが下水処理を開始して以来、単独公共下水道の中部、北部、南部及び北西部排水区並びに木曽川右岸流域下水道に接続する東部、芥見、日置江及び柳津地域の各排水区において、順次、市街化区域の拡張事業が進められてきたが、その整備もほぼ終了し、現在は、北東部排水区における下水道整備が進められているところである。その普及率は、平成２０年度末で８８．８パーセントと、全国平均の７２．７パーセントと比較しても高い数値を示している。

これまでの下水道整備は、計画的な市街化を図るため都市施設の整備を行うものとされている市街化区域について優先的に進められてきたところであるが、その整備は順調に進展しており、今後数年で市街化区域の整備は概ね終了することが見込まれている。

今後、本市が環境都市宣言の中で掲げる「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を目指し、良好な水環境の保全・創造と資源循環型社会の構築を図っていくためには、市街化区域の整備が概ね終了した後の市街化調整区域における下水道整備が課題となる。

本市の市街化区域では、下水道整備に伴う受益者負担金のほか、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税として都市計画税が賦課されているが、市街化調整区域は、その賦課がなく、下水道整備に伴い市民に負担を求めるに当たっては、この差異を十分考慮しなければならない。

そこで、市街化調整区域の下水道整備のあり方と、市街化区域との負担の公平を図りつつ、必要な建設財源の確保を図るため、その際における負担のあり方について方針を決定する必要性が生じたことから、平成２１年６月８日、市長から本審議会に対し諮問がなされたところである。

本審議会は、この諮問を受け、５回にわたり審議を行い、事務局から提出された資料について詳細に説明を受ける中で、公平性の観点から各委員の知識と経験を生かしつつ各論にわたり検討を行った。

過去の経緯も踏まえつつ、慎重に審議を尽くした結果、下水道の普及と負担

の軽減に配慮した公正かつ公平な負担のあり方について意見を集約したので、
以下、審議の内容を付記しつつ答申する。

市街化調整区域の下水道整備に伴う負担のあり方について

1 下水道の整備方針について

これまで本市の下水道整備は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上とともに公共用水域の水質保全を目的に、市街化区域の整備を優先的に進めてきたところであるが、その整備もここ数年で概ね終了する見込みである。今後、更なる居住環境の改善及び公衆衛生の向上のほか、良好な水環境の保全を図るという環境対策という面からも、引き続き市街化調整区域における下水道整備が必要である。一方で、近時の社会状況を見ると、少子高齢化等による大幅な人口の減少が予測されるとともに、依然経済状況が低迷していることから、他の汚水処理施設と連携しながら、より効率的に整備を行うことが重要となっている。

本審議会は、こうした下水道の整備方針が市民に十分な理解が得られ、その普及促進に資するものである必要があることから、事務局にその方針案を確認し、下水道以外の汚水処理施設との比較や、今後の下水道整備区域の設定、整備順位などの考え方の説明を受ける中で、市街化調整区域における下水道整備のあり方について検証を行った。

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、原則農地も保全されるべきである。そのため、下水道の整備が開発の促進に繋がらないよう、整備区域を適切に設定することが重要であり、他の汚水処理施設よりも効率的と判断される区域を対象とすべきであることが確認された。また、将来における工業団地等の大規模な開発に伴う下水道整備については、下水道施設の状況、効率性などを考慮して判断することを確認した。

最終的に、本審議会は、市街化調整区域の下水道整備については、居住環境の改善及び公衆衛生の向上のほか、本市全体の良好な水環境の保全を図るという環境対策という面から、「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）」等最新の知見に基づき、他の汚水処理方法での整備手法と比較する中で下水道による整備が効率的とされた区域を対象として、投資効果や地域の実情を考慮して整備を進めるのが適当であると判断した。

2 負担のあり方について

(1) 負担区域の設定について

市街化区域においては、従来、下水道の整備の対象となる排水区ごとに負担区を定めるとともに、その負担区に適用する受益者負担金が設定されているところであるが、これは、下水道の整備が行われるに際し、その都度、対象となる区域の整備に要する費用を基準に受益者負担金が算出されてきたためである。

市街化調整区域の負担を定めるに当たっては、まず、その区域をどのように設定するか決定しておく必要があることから、その取扱いについて議論した。

市街化調整区域の下水道整備は、原則として1で述べた方針に基づき、順次要望等を加味し、計画的に進められる予定である。また、今後、施工方法が大きく変化することは想定されず、物価水準にも特別な事情が生じない限り、一定の経費で推移すると考えることに問題はないと考えられる。

従って、本審議会は、同じ市街化調整区域内での負担内容に差を設けず、本市の市街化調整区域全域を一つの負担区として取り扱うことが適当であると判断した。

なお、柳津地域については、平成18年1月の合併時から本市の他の地域の整備方法と差異があることから、その取扱いについても確認を行った。

現在、柳津地域では、合併時の協議により、公道に布設した公共下水道と排水設備を接続する場合、取付管と公共汚水ますを市で設置することとされ、柳津地域以外の地域については取付管の本管から50センチメートルまでの部分を市で設置することとされている。しかし、市街化調整区域を一つの負担区として整備を進めていく上では、全域を統一した整備方法で進めることが適当であると考えられることから、本審議会は、柳津地域も含め、同一の整備方針及び負担内容とするのが適当であると判断した。

(2) 負担の求め方について

市街化区域と市街化調整区域の区分が設けられている趣旨は、都市の無秩序な市街化を抑制し、計画的に市街化を図ることにあり、市街化区域では都市計画税の賦課といった負担がある一方で、下水道をはじめとする都市施設が整備されているなど、市街化調整区域との間に差異が存在している。

また、本市の施策であるクリーンで快適な生活環境の充実を進めるに当たり、下水道は、居住環境の改善及び公衆衛生の向上のほか、環境都市として良好な水環境の保全といった目的を達成するために重要な施設であるが、その整備を進めたとしても普及が図られなければ、その目的は達せられない。

市街化調整区域の下水道整備に伴う負担については、市街化区域との差異や、この差異から生ずる住民感情に十分配慮する必要があることを踏まえ、審議を進めることとした。

まず、負担のあり方の検討に当たり、最も考慮すべき要素となる都市計画税について、その使途や下水道事業への充当の状況に関し、各委員からの指摘に応じ検証を行った。都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税で、通常、市街地開発事業などとともに下水道事業に要する費用に充てられているものである。本審議会としては、一般会計から下水道事業会計への繰出額と普通交付税との関連や都市計画税の性格などについて議論をした結果、都市計画税が都市計画事業のうち下水道事業に具体的にどのように充当されているかを特定することは困難であることを把握したが、本来であれば明確にされるべきものであることを確認した。

さらに、事務局から、市街化調整区域における下水道整備に伴う負担に関し、過去の本審議会での審議内容のほか、他都市の状況や国などの見解について詳細な説明を受ける中で、市街化区域と市街化調整区域の不公平感を是正するための客観的基準や法的根拠を見出すことは困難であることを確認した。

しかし、議論を経る中で、市街化区域と市街化調整区域の住民感情、特に不公平感を考慮しつつ、下水道整備に対する市民の理解及び協力を得ていくためには、一定程度の負担の差を設けていくことが必要との共通認識を持つに至った。

こうした状況を踏まえ、本市の良好な水環境の保全という環境対策としての目的を考慮すると、下水道の普及を図ることが最も重要であり、その妨げとな

らないよう、負担額はできる限り抑えられるのが適当であるとして意見の一致をみた。

以上の議論を経た後、本審議会として、市街化調整区域の住民には、市街化区域の住民に比べ下水道の普及の妨げとならない範囲内の若干の負担を求めることで、各委員の意見が集約された。

これを受け、事務局より、受益者負担金額に関し、従来市街化区域においては、末端管渠整備費から1平方メートル当たりの単位負担金額の算定を行い、当該算定の結果得られた金額の十円未満の端数の切捨てをして設定しているが、普及の妨げとならない範囲の若干の負担の設定方法として、市街化調整区域においては、その試算額248円の端数を切り上げ、受益者負担金の額を250円とするという案が提示された。

本審議会は、この案に対し、負担の内容としては、下水道の普及の阻害要因になることは考えられず、また、都市計画税が賦課されている市街化区域の住民との公平性も考慮したものであり、市街化調整区域において下水道が整備されることにより市全体として良好な水環境が保全され、本市の環境都市としての成果が高まれば、最終的に市街化区域の住民にも利点があり、妥当なものと判断した。

よって、市街化調整区域の下水道整備に伴う負担については、次のとおりとするのが適当との結論に至った。

ア 市街化区域との負担の公平を図るとともに、下水道の普及を図る観点から、市街化調整区域には若干の負担増を求めるべきであり、受益者負担金の増額により対応するものとする。

イ 受益者負担金の額は、従来の受益者負担金の算定方法により算定した市街化調整区域単位負担金試算額248円の10円未満の端数の切上げを行い、単位負担金額を1平方メートル当たり250円とする。

あ と が き

本市は、我が国で初めて分流式下水道を採用して以来、下水道の積極的な普及を図り、全国的にも高い普及率を達成しており、また、資源の再利用に向けた取組みとして下水汚泥焼却灰からの焼成れんがの製造に続き、新たにりんの回収など先進的な技術開発を進めるなど、持続可能な循環型社会の構築に貢献してきた。

今後、さらに市民と行政が水環境の保全や資源の循環に対し共通の認識を持って下水道整備に取り組んでいくことは、非常に重要なことである。

受益者負担金は、この下水道の整備を進めるための重要な財源となるものであり、下水道が整備されることで本市の環境都市実現につながり、最終的に市民全体の利益となることを、広報等を通じて周知し、行政が積極的に市民に理解と協力を求める努力を行っていくよう強く望むものである。

最後に、現在の公営企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、様々な課題や問題に直面することが予想される。これらの状況を的確に把握し、かつ対応していくことが企業経営にとって重要であり、下水道事業に課せられた責務を十分に認識し、今後も、効率的な経営の推進、建設投資の適切な実施、積極的な普及促進活動の実行、さらなる技術開発の推進などに一層努めることを強く要望する。

岐 阜 市 公 営 企 業 経 営 審 議 会 委 員 名 簿

会 長	高 橋 弦	岐阜大学地域科学部長
副会長	山 田 洋 一	岐阜商工会議所専務理事
委 員	竹 市 勲	岐阜市議会議員
〃	辻 孝 子	岐阜市議会議員
〃	田 中 成 佳	岐阜市議会議員
〃	近 藤 武 男	岐阜市議会議員
〃	小 林 ひろし	岐阜市議会議員
〃	山 口 禎一郎	(社) 岐阜県経営者協会
〃	村 瀬 東 三	ぎふ農業協同組合
〃	山 口 久 夫	岐阜市自治会連絡協議会
〃	富 田 耕 二	連合岐阜・岐阜地域協議会議長
〃	鈴 木 一 子	岐阜市女性の会連絡協議会会長
〃	縄 田 寿 澄	公募委員
〃	田 中 忠	公募委員

審議に用いた資料

- 1 市街化調整区域の下水道整備方針（案）について
- 2 市街化区域及び市街化調整区域について
- 3 都市計画税の賦課状況について
- 4 下水道事業受益者負担金制度の概要
- 5 過去における公営企業経営審議会での審議概要
- 6 他都市の市街化調整区域における下水道整備について
- 7 市街化調整区域の負担区域の設定（案）について
- 8 市街化調整区域の受益者負担金の単位負担金額の試算
- 9 都市計画税を考慮した負担の可否に係る比較
- 10 地方行政ゼミナール（要約）
- 11 下水道ゼミナール（実務提要・要約）
- 12 市顧問弁護士報告書
- 13 他都市における都市計画税を考慮した負担の内容について